

移動等円滑化取組計画書

2019年 12月 27日

住 所 岩手県盛岡市盛岡駅前通3-55
事業者名 岩手県交通株式会社
代表者名 (役職名及び氏名)
代表取締役会長兼社長 本田 一彦

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

当社の保有する一般乗合バス車両について、2019年12月末現在でノンステップバスの保有率が約13%と割合が少ない状況であります。乗合バスの車両代替は中古車両の購入がメインですが、2022年度までにノンステップバスの保有率を28%にまで引き上げる様、努めて参ります。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバス	ノンステップバスを40台導入する(2019~2021年度)

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
主要バス停での路線案内・乗車補助	盛岡駅前バスのりばにて、案内員を配置し、高齢者や障害者を含めた路線の案内や乗車の補助を行います。
運賃支払いの効率化	ICカードの導入を進め、スムーズな乗降を出来る環境を整えます。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車内における情報提供の拡充	車内後方部からでも表示内容が確認できるように、車内の運賃表示器を液晶画面（フルカラー）へ代替を進める (2019～2020 年度)

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
従業員の接遇・知識の向上	高齢者・車いすの方へのバス利用時の対応や自身が体の不自由な方の体験をする講習会に参加します。(2019 年度)

III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

<ul style="list-style-type: none"> ・上屋・バス待合所について自治体・関係施設と協働し設置を推進いたします。 ・ホームページや電話で寄せられる利用者様のご意見を社内で共有するとともに取組の改善に活用いたします。
--

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

V その他計画に関連する事項

<ul style="list-style-type: none"> ・中期的な対応方針に記載しております事項につきましては、当社計画に位置付けられております。

注1 IVには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。